

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	川口市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01030/030/5/2977.html

執行機関名 川口市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育法により、経済的理由によって現に就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して支給する就学に必要な扶助(以下「就学援助」という。)に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	91	
③ 番号法別表第2の項	113	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第八の項 学校教育法により、経済的理由によって現に就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して支給する就学に必要な扶助(以下「就学援助」という。)に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第一条	川口市就学援助要綱第一条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等に寄与することを目的とする。</u>	第一条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律26号。以下「法」という。)第19条、学校給食法(昭和29年法律160号)第11第2項並びに学校保健安全法(昭和33年法律56号。以下「保健安全法」という。)第24条の規定に基づき、経済的な理由により現に就学が困難な児童及び生徒の保護者に対し就学に必要な金銭の一部または全部の扶助(以下「就学援助」という。)を行うことにより、児童及び生徒の円滑な就学を促し、もって本市義務教育課程の達成に資することを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		川口市就学援助要綱 川口市就学援助事務取扱要領